

秋田市公告

秋田県知事より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画公園の変更に関わる図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年8月19日

秋田市長 佐竹敬久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画公園 7・6・1号 新屋海浜公園

7・6・2号 勝平山公園

2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課